【住宅まちづくり部】

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*１ | 千里ニュータウン再生指針 | 千里ﾆｭｰﾀｳﾝの様々な課題を解決しながら、まちの活力を発展、継承していくための基本的な考え方を示す指針。 |
| \*２ | 泉ヶ丘駅前地域活性化アクションプラン | 「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」の具体化に向け、公民関係者がビジョンに示す20年後のまちの将来像を共有し、ともに取り組む基本方針等を定め、「誰が、どこで、どのような事業を、いつ実施するか」を示す公民協働の実行計画。 |
| \*３ | 泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画 | 泉北ﾆｭｰﾀｳﾝの公的賃貸住宅（府営住宅、府公社賃貸住宅、ＵＲ賃貸住宅）について、今後の活用方策や管理・運営の方向性を示した「再生の方針」や具体的取組みを明らかにした「再生事業計画」を示すもの。 |
| \*４ | 密集市街地整備アクションプログラム | 「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、「地震時等に著しく危険な密集市街地」各地区において、整備主体である各市が計画的に取り組みを進めていくための事業計画。 |
| \*５ | 長周期地震動 | 揺れの周期が長い波を多く含み、ゆっくりとした揺れが長く続く地震動。固有周期の長い超高層建築物等への影響が大きいと考えられている。 |
| \*６ | 応急危険度判定 | 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として実施するもの。 |
| \*７ | リノベーションまちづくり | 空家、空き店舗などの遊休不動産のリノベーションにより、これまで地域になかった新たな機能や人材を呼び込むなど、地域全体の価値・魅力を向上させる取組み。 |
| \*８ | 空家等対策計画 | 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、各市町村が策定する計画。 |
| \*9 | 住宅確保要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。 |
| \*10 | あんしん賃貸検索システム | 低額所得者、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）と、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等を検索できるシステム。 |
| \*11 | 大阪府高齢者・障がい者住宅計画 | 大阪府における高齢者と障がい者の住まいとまちづくりに関する総合的な施策を推進するための基本となる計画。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく高齢者居住安定確保計画としての位置づけを持つ。 |
| \*12 | 大阪府営住宅ストック総合活用計画 | 府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替えや改善等の事業を適切に選択し良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるための方針を示す計画。 |
| \*13 | 新・大阪府ESCOアクションプラン | 省ｴﾈﾙｷﾞｰ化による光熱水費の削減分で改修工事に係る経費等を償還することを基本とするESCO（Energy Service Company の略）事業を、広汎な府有施設へ効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進していくため、その具体的な推進方法を定めるもの。 |
| \*14 | 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン | 府民・事業者が大阪府福祉のまちづくり条例の理念や趣旨をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や福祉のまちづくり条例に規定する基準を理解し、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進められるよう、施設の設計、維持管理時の配慮事項等をまとめたガイドライン。 |
| \*15 | 指定確認検査機関 | 建築基準法に基づく建築に関する確認及び検査業務を行う民間機関。 |
| \*16 | 特定行政庁 | 建築主事を置く地方公共団体の長のこと。大阪府内では、大阪府知事のほか、１７市長（大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、守口市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、池田市、羽曳野市）が特定行政庁となっている。 |